

「工事成績評定基準（土木工事編）」新旧対照表

令和4年4月

条項	旧（2019(平成31)年4月1日施行版）	新（2022(令和4)年4月1日施行版）	備考
主任監督員 5. 創意工夫 I. 創意工夫 [別紙-1-13]			
【施工】 第15項目	<input type="checkbox"/> ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 <u>※本項目は2点の加点とする。</u>	<input type="checkbox"/> ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。	「横浜市 ICT 活用工事試行要領」の制定に伴う変更（加点は同要領に基づき行う。）
【その他】	<input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由：	<input type="checkbox"/> <u>週休2日制の実施 達成率：</u> <input type="checkbox"/> <u>CCUS活用</u> <input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由： <input type="checkbox"/> その他 理由：	その他7項目のうち、2項目を週休2日制とCCUSの項目として位置づけた。

条項	旧 (2019(平成 31)年 4 月 1 日施行版)	新 (2022(令和 4)年 4 月 1 日施行版)	備考
技術監督員	3. 出来形及び出来ばえ II. 品質 工種 水道施設工事 [別紙-3-26]		
「評価対象項目」	<p><input type="checkbox"/>品質管理についての資料・工事記録写真が整理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>材料の品質証明書類が整備されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>接合における呑口やボルトの締付トルクが適切に施工されていることが確認できる。(チェックシートの整備)</p> <p><input type="checkbox"/>管・弁類の保管及び接合時に清潔さを保つ処置がなされていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>管の布設状況が適切であり、きめ細やかな施工がなされていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>消火栓・空気弁の設置方法や筐との設置状況が適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>給水管付替や不断水取出工事において、水圧試験を実施し適切に実施されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>仕切弁・バタフライ弁、室の基礎やコンクリート工が適切に施工されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>埋戻しにおける締固が適切に行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>溶接及び溶接方法が適切に行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>防食措置(ポリエチレンスリーブ、塗覆装、防食ゴム等)を適切に行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>舗装の作業条件(雨天、日平均気温 5℃以下は不適)が守られていることが確認できる。 [項目順番変更]</p> <p><input type="checkbox"/>アスファルト乳剤は転圧終了直後、必要量を均等に散布していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>アスファルトのコア採取による品質管理が適切に行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>路盤施工で締固め密度等の試験を行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>アスファルト舗装等における施工継目の処理が適正に施工されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>その他(理由:)</p>	<p><input type="checkbox"/>品質管理についての資料(工事記録写真・品質証明書類・品質管理書類等)が整理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>接合における呑口やボルトの締付トルク、溶接が適切に施工されており、清潔さが保たれていることが確認できる。(チェックシートの整備)</p> <p><input type="checkbox"/>消火栓・空気弁等の設置方法や室との設置状況が適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>給水管付替や不断水取出工事において、水圧試験を実施し適切に実施されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>仕切弁・バタフライ弁、室の基礎やコンクリート工が適切に施工されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>埋戻しにおける締固が適切に行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>防食措置(ポリエチレンスリーブ、塗覆装、防食ゴム等)を適切に行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>アスファルトのコア採取、路盤施工で締固め密度等の試験による品質管理が適切に行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>舗装の作業条件(雨天、日平均気温 5℃以下は不適)が守られていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/>その他(理由:)</p>	全面的に見直し

条項	旧 (2019(平成31)年4月1日施行版)	新 (2022(令和4)年4月1日施行版)	備考
「施工プロセス」のチェックリスト 1 施工体制 I 施工体制一般 [別紙-5-1～別紙-5-3]			
確認項目	建設業退職金共済制度等	建設業退職金共済制度等	建設業退職金共済制度変更（電子納入の導入）に伴う変更
第1項目	建設業退職金共済証紙購入状況等報告書（様式1号）を契約締結後2ヶ月以内に提出した。	<u>建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書※</u> （様式1号）を契約締結後2ヶ月以内に提出した。 <u>※または建設業退職金共済証紙購入状況等報告書</u>	
第3項目	共済証紙を購入しない理由を「建設業退職金共済証紙購入状況等報告書（様式1号）」に記載し、契約締結後2ヶ月以内に提出した。	共済証紙等を購入しない理由を「 <u>建設業退職金共済制度掛金充当状況等報告書※</u> （様式1号）」に記載し、契約締結後2ヶ月以内に提出した。 <u>※または建設業退職金共済証紙購入状況等報告書</u>	
第5項目	建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 （施工中適宜）	建設業退職金共済証紙等の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 （施工中適宜）	
確認項目	施工体制台帳、施工体系図	施工体制台帳、施工体系図	
第4項目	<u>施工体制台帳に、下請負金額を記入してある書類を添付している。</u> （施工時の当初、変更時）	<u>作業員名簿を作成・提出している。</u> （施工時の当初、変更時）	建設業法の改正に伴う変更 （下請負金額の確認は、第2項目にて下請負契約書（写）の添付確認により行うこと。）
確認項目	監理技術者（主任技術者）の専任制	監理技術者（主任技術者） <u>（監理技術者補佐）の専任制等</u> <u>※当該確認項目の第4・5項目については、特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする</u>	建設業法の改正に伴う変更
第1項目	<u>主任（監理）技術者資格を確認。</u> （着手前）	技術者の資格を確認。 （着手前）	

条項	旧（2019(平成31)年4月1日施行版）	新（2022(令和4)年4月1日施行版）	備考
第2項目	<u>主任（監理）</u> 技術者が、配置技術者（変更）届出書に記載された技術者と同一である。また監理技術者については、携帯している監理技術者資格者証に記載された技術者が同一である。（着手前）	技術者が、配置技術者（変更）届出書に記載された技術者と同一である。また監理技術者については、携帯している監理技術者資格者証に記載された技術者が同一である。（着手前）	
第3項目	現場に専任している。 （施工時 1回／月程度）	現場に専任している。 <u>不在の場合は適切な施工ができる体制を確保している。</u> （施工時 1回／月程度）	国土交通省基準との整合を図った。